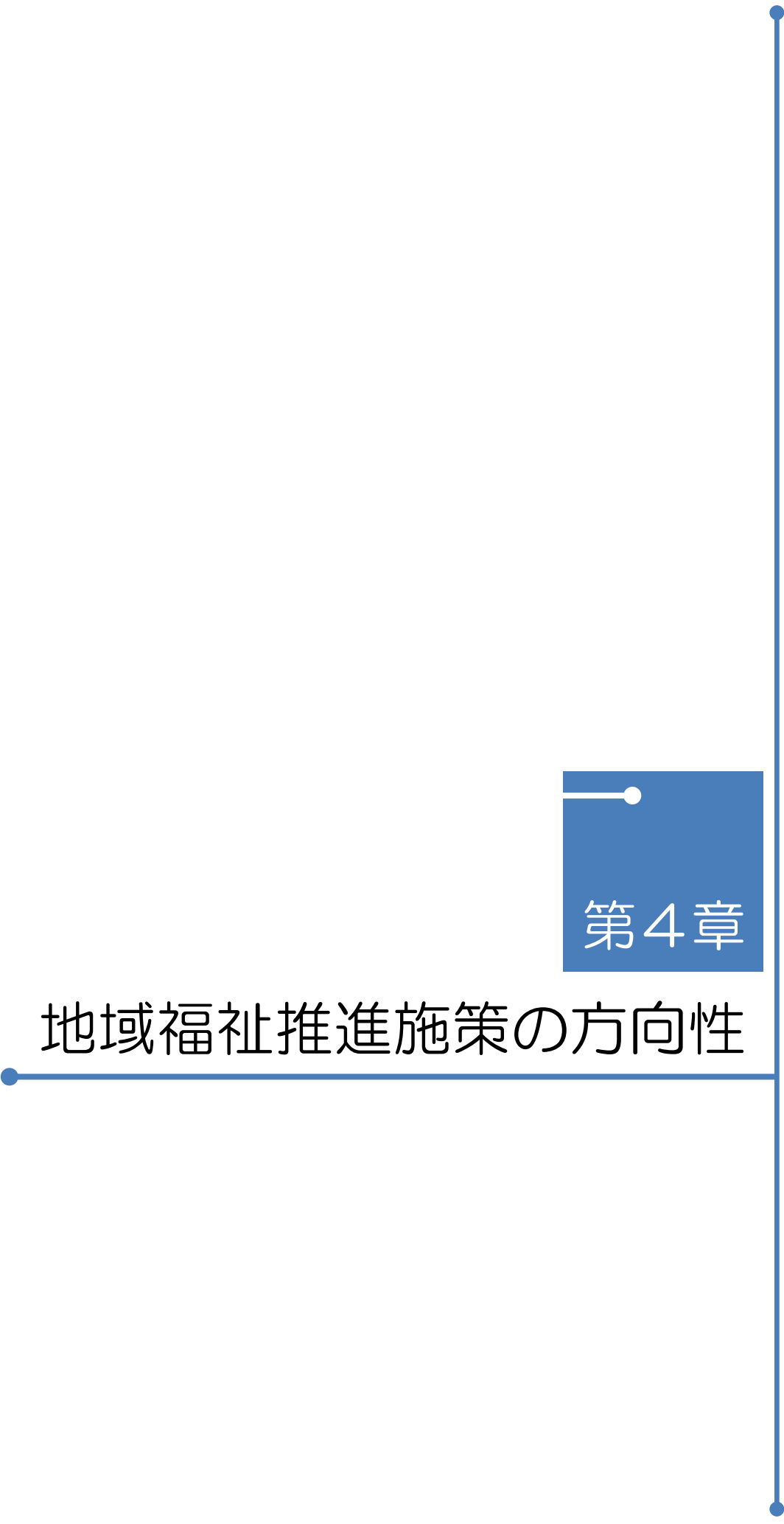




第4章

地域福祉推進施策の方向性



1 地域の課題をみつけるネットワークづくり

基本目標1「地域の課題をみつけるネットワークづくり」では、地域で生活する人々の困りごとや課題を、地域の人々の交流を通じて見つけることができるネットワークづくりをめざします。そのためには、地域における人と人との交流を深めること、市民の福祉意識を高めること、民生委員の活動や見守りネットワーク活動などの具体的なネットワーク活動の強化を図ることが必要です。

こんな地域をめざそう！

- ①住民の交流がさかんな地域にしよう！
- ②地域みんなで福祉に関心を持とう！
- ③みんなで、いろいろな活動に参加しよう！
- ④地域でお互いに見守りあい、支えあおう！



重点課題1-1

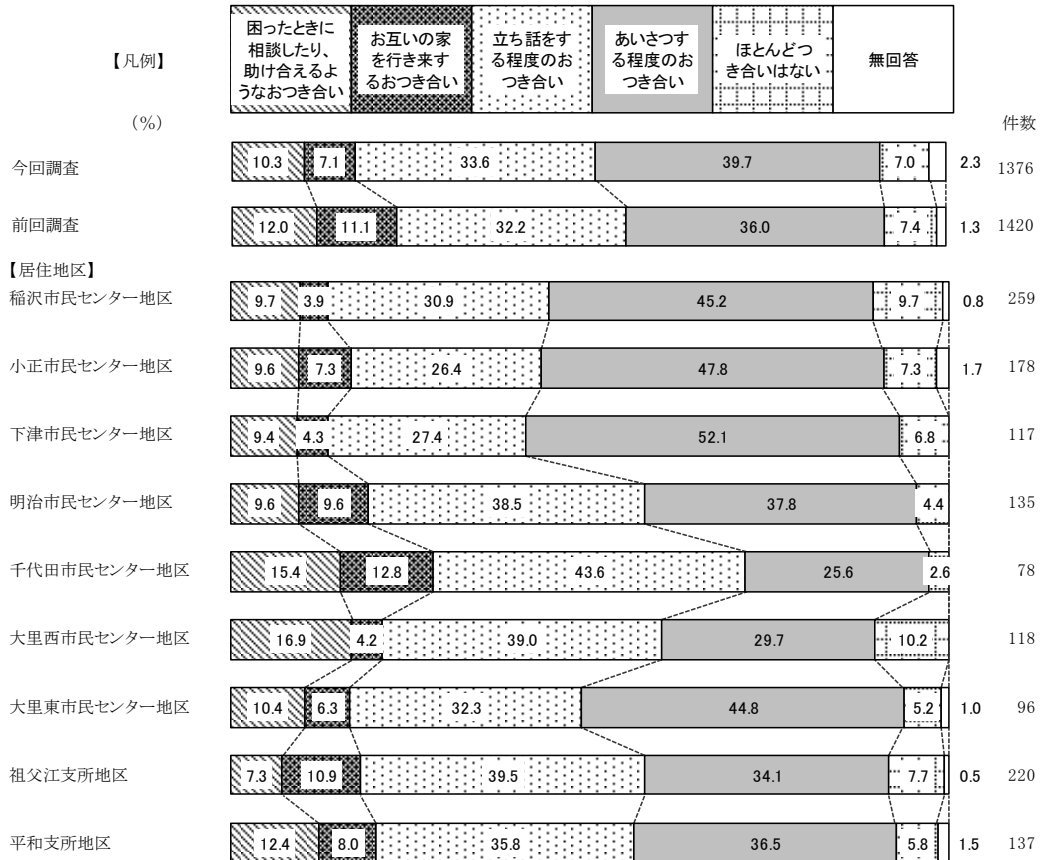
交流がさかんな地域づくり

■現状と課題

地域で生活する住民どうしがさかんに交流し、つながりや信頼関係を深めている地域では、身近な人が直面している困りごとや課題をお互いに気づき、見つけ、そして何らかの支援につなげていくことができる地域であると考えられます。また、人々が互いに信頼関係を持って生活している地域では、健康状態が良く、幸福に生活しているということが近年の研究でも指摘されています。「交流がさかんな地域づくり」では、まさにそのような地域づくりをめざしていきます。

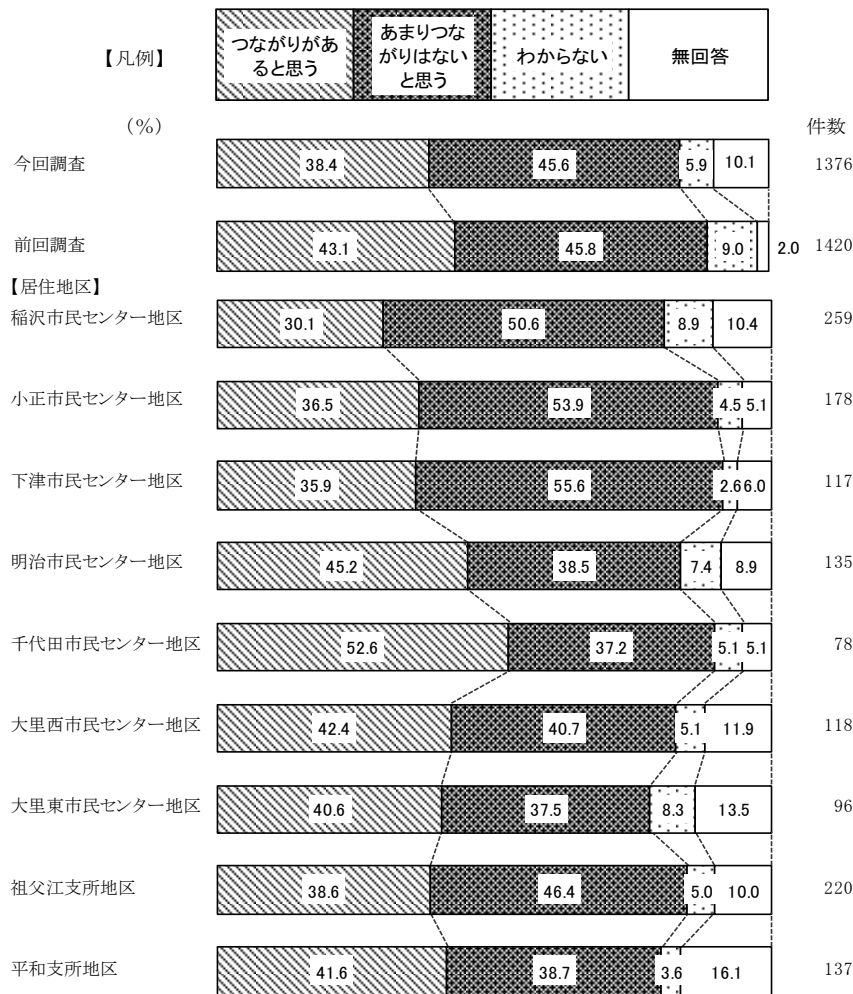
市が実施した「地域福祉に関するアンケート調査」では、近所づきあいの程度として「困ったときに相談したり、助け合えるようなおつき合い」があると答えた人は全体の10.3%にすぎません。また、地域とのつながりがあると答えた人は38.4%という結果が出ています。しかしながら、地域とのつながりがあったほうがよいと思う人は74.5%を占めており、多くの人々が地域とのつながりが必要であると考えていることも事実です。いつでも気軽に集まれる場づくりや多様な交流機会づくりを通じて、地域における人と人との交流を深めていく必要があります。

＜近所づきあいの程度＞

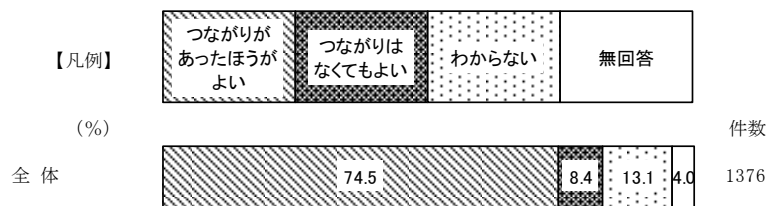


資料：「地域福祉についてのアンケート調査（平成21年7月）」 稲沢市
 「地域福祉についてのアンケート調査（平成26年7月）」 稲沢市

<地域とのつながり>



<地域とのつながりについての考え方>



資料：「地域福祉についてのアンケート調査（平成21年7月）」 稲沢市
 「地域福祉についてのアンケート調査（平成26年7月）」 稲沢市

■施策の方向

①誰もが気軽に集まれる場づくり

誰もが気軽に集まれる場所をつくり、多くの人の参加を促すことで、高齢者や障害者（児）などの閉じこもりを予防します。

サロンなどの設置や運営においては、参加する側に立つだけでなく、サロンを運営する側での参加も促します。

②多様な交流ができる機会づくり

世代間交流など、多様な交流ができる機会づくりを通じて、地域住民どうしの交流がさかんに行われる地域づくりをめざします。

■主な取組

①誰もが気軽に集まれる場づくり

事業名	事業内容	担当課
障害者（児）の社会参加の促進	●「歩け歩け大会」「社会見学」「スポーツ・レクリエーション事業」などの開催を支援することにより、障害者（児）の社会参加を促す。	福祉課
老人クラブ活動事業	●老人クラブを通じて、社会奉仕、生きがい活動、健康づくり活動などに参加し、健康で生きがいをもって老後を過ごすことができるように、老人クラブが行う各種事業への支援を行う。また、加入が一層促進されるよう、活動の充実への支援を行い、老人クラブ活動の育成に努める。	高齢介護課
高齢者ふれあいサロン事業	●高齢者が身近な場所で集い、楽しく過ごすことができるサロンを開設し、生きがいづくり、閉じこもり予防・認知症予防などの介護予防を図る。	高齢介護課
老人大学（趣味の教室）	●高齢者の趣味、習い事などを通して、社会参加を促進し、生きがい活動づくりに努める。 ●高齢者のニーズにあった講座の開設に努める。	高齢介護課
児童館・児童センター・子育て支援センター事業	●子どもたちの健全な遊び場の拠点として、子どもたちの自主的な活動や交流などを支援するとともに、行事や催し物などの充実を図る。	こども課

②多様な交流ができる機会づくり

事業名	事業内容	担当課
世代間交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ●核家族化が進行しているため、世代間のふれあいが薄れてきている現状から、高齢者の子育ての知識、学生のバイタリティ、NPOなどの専門技術等を活用して、世代を超えての子育て支援ができるように検討する。 ●地域ぐるみでの子育て支援をめざし、世代間交流が活発になるよう取り組む。 	こども課
子育てサークルの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センターにおいて、人材の派遣や活動の場の提供など、育児サークルの活動支援を行う。 ●子育てサポーターとして知識を得た人が、子育てサークルなどの活動を支援できるような体制づくりを進める。 	こども課
児童館・児童センター・子育て支援センター事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちの健全な遊び場の拠点として、子どもたちの自主的な活動や交流などを支援するとともに、行事や催し物などの充実を図る。 	こども課
国際化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●姉妹・友好都市や市内在住・在勤の外国人との交流の場を提供する。また、相互の国際理解を深めるため、講習会や語学・料理教室の開催、多文化を紹介する活動などを行う（稲沢市国際友好協会補助事業）。 ●国際化の推進に携わる組織強化や人材の育成を図る。また、事業内容の検討や周知PRなどを行い、交流の促進を図る。 	秘書広報課
親子ふれあい広場	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者に交流の場を提供し、親子遊びやトーク、絵本の読み聞かせなどの交流を通して仲間づくりを行い、育児の不安や悩みごとを解消する。 ●0歳児から就園までの子どもと保護者を対象に、子どもの年齢によりコースを分け、年5コース、各コース6回開催する。 	生涯学習課
スポーツ少年団への補助	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちが、地域の指導者のもとでスポーツ活動をし、青少年の健全育成及び体力向上を図る。 ●多くの児童が参加できるように、実施種目、実施環境について検討していく。 	スポーツ課
地区体育振興会への補助	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民（幼児から高齢者）が楽しみながら、スポーツ活動に参加することにより、地域住民の健康の保持増進と体力づくりの推進をめざす。 ●各地区において、運動会をはじめ、スポーツレクリエーション活動を実施する。 	スポーツ課
スポーツレクリエーション協会の団体育成	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯スポーツの振興により、多くの市民が参加できる環境をつくる。 ●各加盟団体の活動についての周知を図り、競技者人口の増加など、団体の活動を支援する。 	スポーツ課
住民交流事業の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツなどを通じてふれあいの輪を広げ、親睦と連帯意識を深める。 ●スポーツ交流事業は、年1回開催する。 	市社会福祉協議会

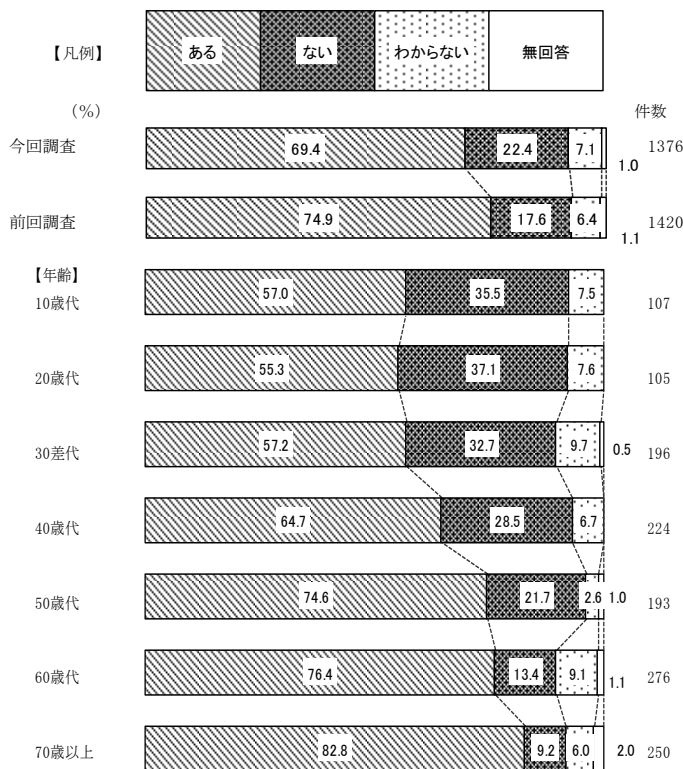
重点課題1-2

市民の福祉意識の高揚

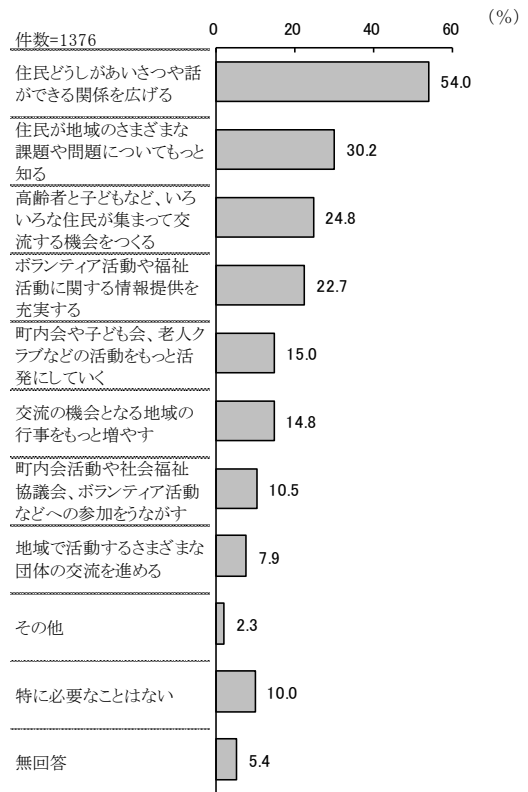
■現状と課題

地域の身近な人が直面している困りごとや課題に気づき、何らかの支援につなげていくことができる地域を実現するためには、地域で生活する住民自身が福祉について高い関心を持つことが必要となります。市が実施した「地域福祉に関するアンケート調査」では、約7割の市民が福祉に関心を持っています。また、地域の福祉を充実させるためには「住民どうしがあいさつや話ができる関係を広げる」ことが必要であるという意見が多くみられ、住民どうしのつながりの大切さが認識されていることを表しています。交流を基本とする多様な体験学習などの機会や福祉教育の充実などにより、福祉への関心をさらに高めていくことが必要です。

<福祉への関心の有無>



<地域支援活動の活発化に必要なこと>



資料：「地域福祉についてのアンケート調査（平成21年7月）」 稲沢市
 「地域福祉についてのアンケート調査（平成26年7月）」 稲沢市

■施策の方向

①福祉教育の充実

学校教育におけるボランティア体験や福祉実践教室など、福祉教育の充実を図ります。また、福祉教育の実施主体である学校関係機関、社会福祉協議会、児童・生徒とその保護者など関係諸機関との日常的な連携の強化に努めます。

②福祉意識の啓発活動の充実

各種活動団体の活動情報の提供などを通じて、市民の福祉に対する意識を高める啓発を行います。

③福祉体験活動への参加機会の拡充

福祉施設やボランティアグループの協力のもと、誰でも参加できる福祉体験活動機会の拡充を図ります。

④高齢者や障害者（児）が交流できる機会づくり

地域の高齢者や障害者（児）が、地域の住民や子どもたちと交流できる機会を拡充し、お互いの立場やニーズへの理解を深めるきっかけづくりに努めます。

⑤福祉に関する学習機会の充実

市民が、それぞれのニーズに応じた学習ができる多様な学習機会づくりを行います。

⑥福祉施設の地域への開放

福祉施設の協力のもとで、地域との交流を図る取り組みを推進します。

■主な取組

①福祉教育の充実 ②福祉意識の啓発活動の充実

③福祉体験活動への参加機会の拡充

事業名	事業内容	担当課
各種福祉教育（教室・研修会）の開催	<ul style="list-style-type: none">●市内の小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、福祉実践教室やボランティア体験などの事業を実施し、福祉の理解と関心を深める。●福祉実践教室は、市内の各小・中・高等学校において、年1回実施する。	市社会福祉協議会
福祉まつり	<ul style="list-style-type: none">●地域の福祉のために活動している各種団体のPRや福祉事業に関する情報を提供するとともに、交流を深め、市民の福祉意識の高揚を図る。●より一層来場者が増えるよう、魅力的な内容となるよう検討し、実施する。	市社会福祉協議会

④高齢者や障害者（児）が交流できる機会づくり

事業名	事業内容	担当課
スポーツ・レクリエーション大会の開催	●障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ・レクリエーション大会を開催する。	福祉課
家族介護者交流事業	●高齢者を在宅で介護している家族に対し、日帰り旅行や社会見学を実施し、心身のリフレッシュや介護などの悩みを解消する。 ●要介護1以上の方を在宅で介護している方を対象に、年2回実施する。	高齢介護課

⑤福祉に関する学習機会の充実

事業名	事業内容	担当課
出前講座	●市民のリクエストに応じ、市職員を講師に講座を開設する。	秘書広報課
出前福祉講座	●地域、企業などを対象に、ボランティアや福祉制度の説明について、職員が出向いて出前福祉講座を実施する。 ●講座内容を充実させ、地域や企業などへ積極的にPRを行う。	市社会福祉協議会

⑥福祉施設の地域への開放

事業名	事業内容	担当課
保育園施設開放事業	●公立保育園では、未就園児の親子を対象に園庭や余裕保育室の開放により、遊び場を提供し、子育て支援の充実を図る。	こども課

重点課題 1-3

地域福祉ネットワークの構築

■現状と課題

地域における人と人とのつながりの中で課題を見つけていくことに加え、地域福祉の推進を目的とするネットワークの充実・強化を図ることが必要です。これまで、民生委員・児童委員が継続的に地域をまわり、課題を抱える人を見つける活動を行っていますが、個人情報保護の観点から地域住民の情報が得にくくなっているという現状について、意見交換会においても多数の意見が出されています。このままでは、既存の地域福祉ネットワークが十分機能できないことが危惧されるため、支援が必要と考えられる人の情報を適切に管理して共有できる新たなネットワークづくりが必要とされています。

■施策の方向

①民生委員・児童委員活動の充実

民生委員・児童委員の役割などを周知し、活動しやすい環境づくりを進めます。また、民生委員・児童委員と、各地区のまちづくり推進協議会関係者や区長など地域の関係者との連携・協力を強化して活動できるよう支援します。

②協働による地域福祉推進体制の構築

既存のコミュニティ組織を中心としながら、地域福祉を推進していく意識と体制づくりを促します。

■主な取組

①民生委員・児童委員活動の充実

事業名	事業内容	担当課
民生委員による訪問	●地域状況を把握し、高齢者福祉の充実を図るため、民生委員によるひとり暮らし高齢者などへの声かけや訪問を行う。	福祉課 高齢介護課
民生委員・児童委員のたよりの発行	●年1回、たよりを発行し、民生委員・児童委員の活動内容を広報することにより、民生委員・児童委員の認知度を高め、地域の身近な相談役として周知を図っていくことを支援していく。	福祉課

②協働による地域福祉推進体制の構築

事業名	事業内容	担当課
地域ネットワークの構築（自立相談支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者の複合的な課題を解決するために、関係部局及び関係機関のネットワークづくりを行う。 ●社会資源の開発について検討する。 	福祉課
高齢者等見守り活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関、新聞販売店等の市内の民間事業者と協定を締結し、業者の日常業務の範囲内において、高齢者等の異変やその恐れを察知した場合に、速やかに市又は地域包括支援センターに連絡してもらい、早期に高齢者等の異変に対処する。 	高齢介護課
認知症高齢者等安心ネットワーク事業	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症高齢者等の徘徊による事故等を防止するため、徘徊をする可能性の高い高齢者を事前に登録することにより把握し、行方不明になった場合の早期発見及び保護に繋げる。また、探索に協力体制のとれる事業者も事前に登録し、行方不明になった場合には情報提供して探索に協力してもらう。 	高齢介護課
小地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが生きがいをもった暮らしを送ることができる地域づくりをめざし、住民組織や市民一人ひとりが主体となり、地域の福祉課題や生活課題の解決に取り組む小地域福祉活動を推進する。 ●地域福祉コーディネーターが中心となり、地域に根ざした団体との協働を図り、地域福祉活動を展開していく。 	市社会福祉協議会
地域福祉活動計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会の今後の地域福祉推進の方向性を示すとともに、具体的な活動・行動指針を明らかにするため、市との連携、地域住民や各種団体の参画の下、「地域福祉活動計画」を策定する。 ●平成28年度に地域福祉活動計画を見直し、第3次地域福祉活動計画を策定する。 	市社会福祉協議会
地区まちづくり推進協議会への補助	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉への理解を深め、多様な交流を促進するため、地区まちづくり推進協議会の活動を補助し、地域基盤をいかした地域福祉活動の展開を支援する。 ●社会福祉協議会と地区まちづくり推進協議会との連携強化を図ることにより、地域の交流を促進する。 	市社会福祉協議会
地域見守りネットワーク事業	<ul style="list-style-type: none"> ●行政区を単位に、地域内でお互いに支え合うことを継続的に意識していただけるシステムの構築を目的とし、ひとり暮らし高齢者を中心に働きかけていく。 ●見守り関係図として、関わり合う方々の名前など、書面に記し関係者に配付することで、相談連絡先の確認、また見守りの意識を維持していく。 ●区長をはじめとする地域住民、民生委員、また各相談事業所等の協力を得ながら進めていく。 	市社会福祉協議会

2 地域力を強めるコーディネート機能の充実

基本目標2「地域力を強めるコーディネート機能の充実」では、市民の地域への参加を通じた地域力の向上と、多様な活動をコーディネートする機能の充実を図ります。そのためには、コーディネート体制の構築に加えて、地域福祉を推進する人材の育成、多様なニーズを集約する相談体制の充実などが必要です。また、ボランティア活動については、単にサービス資源としての側面にのみ着目するのではなく、市民がボランティア活動に参加して地域の誰かを支えるという視点も推進し、利用と参加の両面を含む多様なコーディネートができる機能の充実をめざしていきます。

こうした視点は、高齢者福祉の分野では「地域包括ケアシステム」として構想されており、地域において医療、介護、予防、生活支援などの各サービスを必要に応じて利用できる地域の構築をめざしています。特に、生活支援サービスについては、ボランティアなどのサービス提供体制への市民の参加も含めてコーディネートすることが想定されており、この計画においてもこうした方向性に合致した形で進めていく必要があります。

こんな地域をめざそう！

- ①地域で、いろいろな人や機関とつながりを持とう！
- ②相談サービスをうまく活用して、問題を解決しよう！
- ③ボランティア活動などに積極的に参加しよう！



重点課題2-1

コーディネート機能の強化

■現状と課題

コーディネート機能の主な役割は、各種サービスを利用したい人とサービス提供者とをつなげることにあります。コーディネーターには、サービスの利用ニーズとサービス提供体制の両方の把握が求められ、ニーズの多様化への対応は容易なことではありません。また、サービスの利用者が時には提供者としてボランティア活動などに参加することで、生きがいや健康増進にもつながります。そのためには、今まで以上に利用と参加の両面へのコーディネート体制を構築していくことが必要です。既に、障害者（児）、高齢者、子育て家庭など、サービス利用者の状況に応じた形でさまざまなコーディネート体制が構築されていますが、より地域に密着した形でのコーディネート機能の強化が必要です。同時に、さまざまな役割を担うことができる人材の育成が必要です。

■施策の方向

①コーディネート活動の活発化

障害者（児）、高齢者、子育て家庭などの課題を解決するためのサービス等の利用を支援するコーディネート体制の強化を図ります。

また、地域に密着して多様なコーディネート活動を行う小地域福祉活動を推進します。

②地域福祉を推進する人材の育成

民生委員・児童委員活動や各種市民活動団体等の活動を担う人材の育成に努めます。

また、地域社会の担い手不足が地域福祉の推進においても問題であることから、地域社会を担う人材の育成を図ります。

■主な取組

①コーディネート活動の活発化

事業名	事業内容	担当課
地域自立支援協議会の運営	●障害者などに対する相談支援事業の適正な実施や障害福祉サービスの円滑な利用を図るため、地域の関係者（事業者、保健・医療関係者、障害者団体、行政など）が協働して取り組みを進める。	福祉課 市社会福祉協議会

事業名	事業内容	担当課
地域包括支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防ケアマネジメントや高齢者の日常生活における悩み相談にのる総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的マネジメントを行う。 ●関係機関との連携を強化し、高齢者を包括的に支援していく。 	高齢介護課
子育て支援総合相談センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援サービスの利用者に対する情報提供、ケースマネジメント等を行うことにより、利用者の利便性の向上や子育て支援サービスの利用の円滑化等を図るため、多様な情報を一元的に把握する子育て支援総合コーディネーターの配置を継続して行う。 	こども課
小地域福祉活動の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが生きがいをもった暮らしを送ることができる地域づくりをめざし、住民組織や市民一人ひとりが主体となり、地域の福祉課題や生活課題の解決に取り組む小地域福祉活動を推進する。 ●地域福祉コーディネーターが中心となり、地域に根ざした団体との協働を図り、地域福祉活動を展開していく。 	市社会福祉協議会

②地域福祉を推進する人材の育成

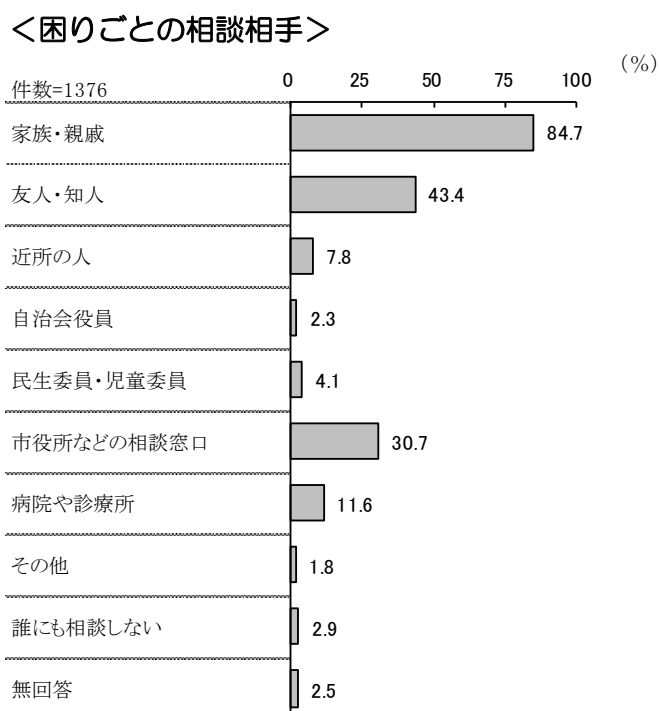
事業名	事業内容	担当課
民生委員・児童委員の研修支援	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員協議会の各部会（高齢者福祉部会・障害者福祉部会・児童母子福祉部会）の研修及び各地区の研修・勉強会等による民生委員・児童委員の資質向上を支援していく。 	福祉課
市民活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●情報の収集、発信、情報誌の定期発行、各分野の団体の紹介を行う。市民活動支援センターの運營業務をNPO団体に一部委託し、「協働」等をテーマとした研修会や意見交換会の開催により、市民活動団体の育成・支援に努める。また、メールボックス設置、図書貸出制度などを新たに設け、利用促進に努める。 ●市民活動団体が抱える課題・問題（リーダー育成・活動の場の提供など）を解消すべく、市民活動支援センターの運営体制の見直しを継続して行う。 	地域振興課

重点課題2-2

相談窓口と情報提供の充実

■現状と課題

相談は、支援を必要とする人が適切な支援につながる上で重要な機能です。市が実施した「地域福祉に関するアンケート調査」では、生活上の困りごとの相談相手としては家族・親戚、友人・知人などの私的な相談が多くみられ、市役所などの相談窓口は30.7%となっています。意見交換会では、よりわかりやすい相談窓口への要望や子どもに関する専門的な相談への要望など、相談体制について多数の意見が出されています。どこに相談に行ったらよいのかわからないということがないように、わかりやすく、適切に、相談に応じてもらえる体制の充実が必要です。



資料：「地域福祉についてのアンケート調査（平成26年7月）」 稲沢市

■施策の方向

①相談体制の充実

福祉の相談ワンストップサービスの実現をめざす「福祉の拠点」の整備などにより、わかりやすく、相談しやすい体制を整備します。また、障害者（児）、高齢者、児童、女性など、多様な相談に専門的に応じることができる体制の整備・充実を図ります。

②わかりやすい情報提供

各種制度やサービスなどの情報をわかりやすく提供することにより、サービスの適切な利用を促進します。

■主な取組

①相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課
障害者相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行う。 ●継続して支援できる体制を確保し、サービスを適正に活用できるケアマネジメントを行う。 	福祉課
福祉総合相談（自立相談支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉のワンストップ窓口として包括的な相談を行い、必要な情報提供、助言を行う。相談支援員がコーディネーターとして、関係機関への紹介・調整を行う。 	福祉課
女性の悩みごと相談	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭の内外で起きる女性の家庭生活などに関する悩みごとの相談事業を実施する。 ●DV（ドメスティック・バイオレンス）など深刻な悩みにも対応できる相談員の確保を図る。 	福祉課
老人健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ●老人福祉センター8か所において、保健師による健康相談を実施する。 	高齢介護課
家庭児童相談	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭相談員による児童館・児童センターでの子育て相談事業を実施する。 ●子育て支援センター、少年愛護センター、保健センター、教育委員会、児童相談センターなどとの連携を深め、適切な対応ができるよう努める。 	こども課
子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルの育成支援、プレイルームの開放、育児講座、機関紙の発行などによる子育て支援事業を行う。 	こども課
子育て支援総合相談センターの充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援サービスの利用者に対する情報提供、ケースマネジメント等を行うことにより、利用者の利便性の向上や子育て支援サービスの利用の円滑化等を図るため、多様な情報を一元的に把握する子育て支援総合コーディネーターの配置を継続して行う。 	こども課
乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問事業）	<ul style="list-style-type: none"> ●生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、育児などに関する情報提供などを行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。 	こども課 保健センター
健康相談（健康相談、医師健康相談）	<ul style="list-style-type: none"> ●心身の健康に関し、保健師、医師などが相談に応じ、指導・助言を行う。 ●健康相談の支援方策について検討していく。 	保健センター
法律相談	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が日常生活の中で困っている諸問題に弁護士による相談を行う。 	市民課
ポルトガル語による相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ポルトガル語による外国人の相談を、月2回継続的に行い、外国人の日常生活における問題解決の支援や生活・公的情報の提供を行う。 	秘書広報課
消費生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活全般（訪問販売によるトラブル、クーリング・オフの方法、商品表示と内容の相違など）の相談を実施する。 	商工観光課

事業名	事業内容	担当課
医療相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ●医療ソーシャルワーカーを中心に、退院後の転院先(医療施設、介護療養施設等)の相談・調整、在宅における各種福祉サービスの紹介など、患者や家族への生活支援を行う。 ●相談件数は増加傾向にあるため、他施設との交流などで情報を収集し、相談内容の充実に努める。 	市民病院 地域医療連携室

②わかりやすい情報提供

事業名	事業内容	担当課
民生委員・児童委員のたよりの発行 (再掲)	●年1回、たよりを発行し、民生委員・児童委員の活動内容を広報することにより、民生委員・児童委員の認知度を高め、地域の身近な相談役として周知を図っていくことを支援していく。	福祉課
介護保険制度の趣旨普及事業	●広報の特集号への掲載や、出前講座の実施、民生委員の研修会、パンフレットの送付などにより、介護保険制度の周知を図る。	高齢介護課
認知症支援対策の充実	●医療機関等と連携して講座などを開催し、認知症についての正しい理解を普及する啓発活動を行う。また、認知症の原因疾患の予防についての情報提供を通じて、認知症予防のための知識の普及を図る。	高齢介護課
子育て情報の提供	●各種子育て支援サービスや市内に組織されている子育てサークル等の情報が、子育て家庭に十分周知されるよう子育て支援ガイドを拡充する。また、ホームページにより情報提供の充実に図る。	こども課
社会福祉協議会だより「い〜な」の発行	●社会福祉協議会事業のPRや福祉に関する情報を市民に提供することで、福祉への関心を高めてもらうことを目的に、広報誌を年4回発行して全戸配布する。	市社会福祉協議会
社会福祉協議会ホームページによる情報の提供	●ホームページを活用して、社会福祉協議会の事業やボランティアなどの福祉に関する情報提供を行う。	市社会福祉協議会

重点課題2-3

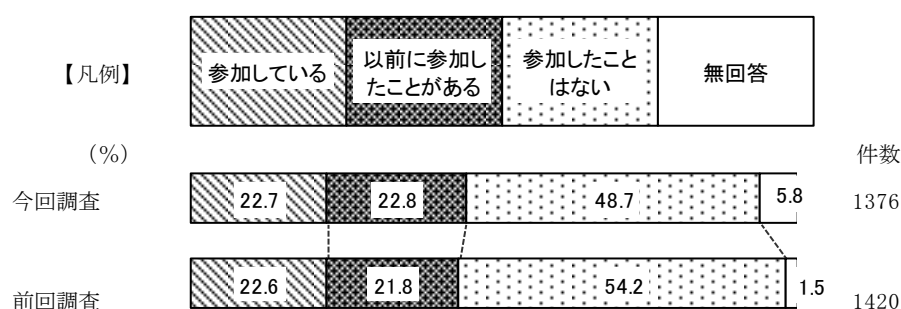
ボランティア活動等の活発化

■現状と課題

ボランティア活動には、課題を抱える地域住民を支えるサービスとしての側面と、社会参加の場としての側面があります。特に、社会参加の場としてのボランティア活動は、参加者自身の生きがいや健康増進にもつながり、高齢者においては介護予防効果も期待されます。ボランティアによる支援サービスと、ボランティア活動への参加の両側面を適切にコーディネートすることができれば、サービスの充実と生きがい・健康増進の両方を充足することができます。

しかしながら、現状では、ボランティア活動に「参加している」人は22.7%であり、「以前に参加したことがある」人（22.8%）を含めても半数に満たないのが現状です。前回調査の結果と比較しても、ボランティア活動への参加はほとんど変化していません。ボランティア活動を活発化し、参加を促していくことが必要です。

<地域の活動やボランティア活動への参加状況>



資料：「地域福祉についてのアンケート調査（平成21年7月）」 稲沢市
「地域福祉についてのアンケート調査（平成26年7月）」 稲沢市

■施策の方向

①ボランティア活動の活発化

各種ボランティア活動の情報を収集し、団体どうしの相互連携やコーディネート機能の充実を図ります。また、研修や意見交換の機会をつくり、各種団体の育成・支援に努めます。

②ボランティア活動参加者等への支援

ボランティア保険や機材の貸出、ボランティア活動に必要な知識や技術の習得への支援など、ボランティア活動参加者等への支援を行います。

③ボランティア活動等への参加の促進

ボランティア活動に関する情報提供や参加の機会づくりなど、ボランティア活動等への参加を促進します。

■主な取組

①ボランティア活動の活発化

事業名	事業内容	担当課
市民活動支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●情報の収集、発信、情報誌の定期発行、各分野の団体の紹介を行う。市民活動支援センターの運営業務をNPO団体に一部委託し、「協働」等をテーマとした研修会や意見交換会の開催により、市民活動団体の育成・支援に努める。また、メールボックス設置、図書貸出制度などを新たに設け、利用促進に努める。 ●市民活動団体が抱える課題・問題（リーダー育成・活動の場の提供など）を解消すべく、市民活動支援センターの運営体制の見直しを継続して行う。 	地域振興課
社協ボランティアセンター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動への市民の参加を広く呼びかけるとともに、ボランティア活動の育成、支援、情報提供など、市民の活動に必要な支援を行う。 ●ボランティア活動の総合窓口として、一層の機能強化を図る。 	市社会福祉協議会

②ボランティア活動参加者等への支援

事業名	事業内容	担当課
母親クラブの育成支援	●地域に根ざしたボランティア団体として、児童館・児童センターとの連携を深め、多様な活動ができるよう育成支援を行う。	こども課
子ども会の育成支援	●児童館・児童センターとの連携、地域との関係を深めて多彩な活動が展開できるよう育成支援を行う。	こども課
ボランティア活動者への支援	●ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険への加入を促進するほか、活動に必要な機材を貸し出すなどの支援をし、活動の活発化を図る。	市社会福祉協議会
手話奉仕員養成講座	●手話を必要とする聴覚障害のある人に、意思の伝達や仲介を行う手話奉仕員を養成する。	市社会福祉協議会
要約筆記奉仕員養成講座	●中途失聴者や難聴者が会合に出席する際に、円滑に意思の疎通ができるよう支援する要約筆記奉仕員を養成する。	市社会福祉協議会
点字奉仕員養成講座	●活字書の一字一句をそのまま正確に点字に写体する点字奉仕員を養成する。	市社会福祉協議会

③ボランティア活動等への参加の促進

事業名	事業内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事と子育ての両立を支援するため、保育などの援助を受けたい人と行いたい人を組織化し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を積極的に推進する。 	こども課
各種ボランティア講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア講座などの内容を充実し、市民のニーズに基づく新しいプログラムを企画するなど、ボランティアに関する学習機会をつくり、ボランティア活動に参加する人材の育成と、ボランティア活動者の一層の増加を図る。 	市社会福祉協議会
ボランティア・市民活動だより「あい・あい」の発行	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアによる企画・取材・編集による広報誌を発行し、ボランティア・市民活動に関する情報提供や活動への参加の呼びかけなどにより、ボランティア・市民活動を市民に広く普及・啓発する。 	市社会福祉協議会
社協ボランティアセンター機能の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動への市民の参加を広く呼びかけるとともに、ボランティア活動の育成、支援、情報提供など、市民の活動に必要な支援を行う。 ●ボランティア活動の総合窓口として、一層の機能強化を図る。 	市社会福祉協議会

3 安心して生活できる多様なサービスの充実

基本目標3「安心して生活できる多様なサービスの充実」では、だれもが安心して生活できる地域社会をめざします。そのためには、各種福祉サービスの充実、日常生活の移動を支える交通環境の改善、緊急時等への支援を含む各種サービスの充実が必要です。

こんな地域をめざそう！

- ①いろいろなサービスをうまく活用し、地域づくりにいかそう！
- ②地域の安心・安全に、地域の人々で取り組もう！

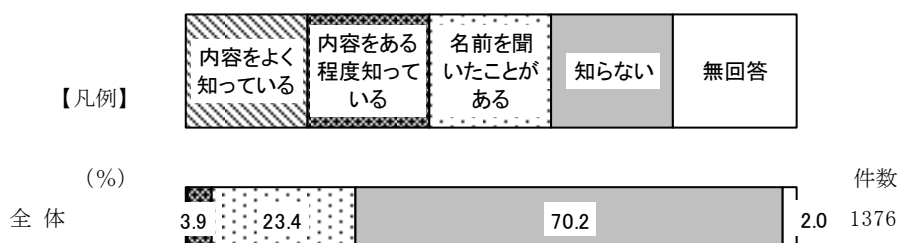


重点課題3-1 市民の意見の反映

■現状と課題

市が実施した「地域福祉に関するアンケート調査」では、「稲沢市地域福祉計画」を知らない人が7割以上を占めています。まずはこの状況を解消し、市民が地域福祉の考え方や必要性を理解した上で取り組むことができるよう、周知・啓発を図る必要があります。また、地域の現状やニーズなどは時とともに変化していくので、市民の意見を聞き、施策に反映させるしくみをつくり、地域福祉活動を活発化させていく必要があります。

<「稲沢市地域福祉計画」の認知度>



資料：「地域福祉についてのアンケート調査（平成26年7月）」 稲沢市

■施策の方向

①市民との意見交換の機会づくり

地域の課題を施策に反映して地域の取り組みを活発化し、地域福祉を進めていくことができるよう、多様な方法で市民との意見交換を行う機会づくりを進めます。

②計画の推進状況についての情報提供

地域福祉計画がめざすところの周知や浸透を図るとともに、アンケート調査などから見えてくる地域の現状についての情報提供を行い、地域の取り組みの活発化を支援します。

■主な取組

①市民との意見交換の機会づくり

事業名	事業内容	担当課
小地域福祉活動の推進 (再掲)	<ul style="list-style-type: none">●誰もが生きがいをもった暮らしを送ることができる地域づくりをめざし、住民組織や市民一人ひとりが主体となり、地域の福祉課題や生活課題の解決に取り組む小地域福祉活動を推進する。●地域福祉コーディネーターが中心となり、地域に根ざした団体との協働を図り、地域福祉活動を展開していく。	市社会福祉協議会

②計画の推進状況についての情報提供

事業名	事業内容	担当課
地域福祉計画推進状況の情報公開	<ul style="list-style-type: none">●地域福祉計画の推進状況について、ホームページなどを活用して公開することにより計画の認知度を高める。	福祉課

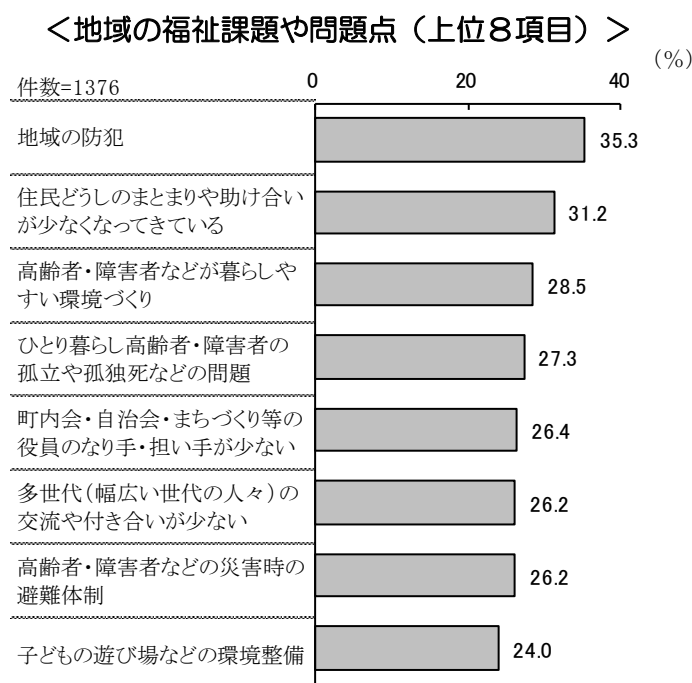
重点課題3-2

サービスの確保と利用への支援

■現状と課題

地域のさまざまな課題を支援するため、各種サービスの提供体制の充実が必要です。市が実施した「地域福祉に関するアンケート調査」では、地域の福祉課題や問題点として「地域の防犯」、「住民どうしのまとまりや助け合いが少なくなっている」、「高齢者・障害者などが暮らしやすい環境づくり」などが上位を占めており、問題が多様化していることがわかります。多様なニーズを把握し、ニーズを踏まえたサービスの提供体制を確保していくことが必要です。

また、特に高齢者や障害者（児）などは、事業者とのサービス利用契約などにおいても不利益を被る危険性があるため、権利擁護への支援も必要です。



資料：「地域福祉についてのアンケート調査（平成26年7月）」 稲沢市

■施策の方向

①各種サービス提供体制の確保

民間事業者の参入促進、コーディネート体制の充実によるサービス資源の効果的な活用促進、ボランティア活動等の活発化など、ニーズに応じた各種サービスの確保を行います。

②サービス利用への支援

必要に応じてサービスを選択して利用できるよう、サービスについての情報提供や相談・コーディネート体制の充実などを図ります。

③サービス利用者の権利擁護

サービス利用者が、サービスの受給や利用契約などで不利益を被ることがないよう、サービス利用者の権利を守る体制を強化します。また、日常生活自立支援事業等の内容を周知し、対象者が適切に利用できる環境を整備します。

■主な取組

①各種サービス提供体制の確保

事業名	事業内容	担当課
障害福祉サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者が福祉サービスを利用した場合、その費用についての給付費を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、障害児通所支援、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援） ・訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助） ●身近な地域において必要なサービスが受けられるよう支援体制を整備していく。 	福祉課
地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●介護給付や訓練等給付などのサービスとは別に、地域で生活する障害のある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業（地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、生活サポート事業、コミュニケーション支援事業、訪問入浴サービスなど）に取り組む。 ●身近な地域において必要なサービスが受けられるよう支援体制を整備していく。 	福祉課
寝具洗濯乾燥サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障害者の寝具洗濯乾燥を行うことにより、保健衛生面からの健康管理に努め、日常生活の負担軽減を図る。 	高齢介護課 福祉課
在宅老人デイサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定で「非該当」と判定された高齢者を対象に、市内の福祉施設で日常動作訓練、健康チェック、入浴サービスなどを提供し、介護予防を図る。 	高齢介護課
給食サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上のひとり暮らし又は60歳以上の世帯のねたきりで調理が困難な方に対し、昼食を自宅まで配達し、栄養管理及び安否確認を行う。 	高齢介護課
緊急通報システム	<ul style="list-style-type: none"> ●急病や災害時に緊急ボタンを押すことにより、緊急通報センターに通報され、助けを求めることができる装置の設置により、高齢者の安全確保と緊急事態に対する不安解消を図る。 	高齢介護課
ホームヘルプサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定で「非該当」と判定された高齢者を対象に、ホームヘルパーを派遣し、日常生活における支援などを行い、介護予防を図る。 	高齢介護課
家族介護用品支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護4・5の高齢者を介護している家族等に、介護用品を支給することにより、経済的負担の軽減を図る。 	高齢介護課
家族介護慰労事業	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護4・5の高齢者を介護している家族等で、1年間介護保険サービスを利用しなかった場合に慰労金を支給し、家族介護者の慰労を図る。 	高齢介護課

事業名	事業内容	担当課
徘徊高齢者家族支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症高齢者が徘徊により行方不明になった場合、早期に発見できる位置検索システム専用端末機等を貸出し、介護家族を支援する。 ● 認知症高齢者の安全確保と家族介護の不安解消を図る。 	高齢介護課
日本語講座	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内在住・在勤の外国人を対象に、円滑なコミュニケーションが図れるように日本語の講座を開設する。初心者クラス、初級者クラス、中級・上級者クラスを設定する。 ● 講師、ボランティアなど、日本語を教えられる人材を把握するとともに、日本語を習得する意欲がある外国人を把握し、国際交流を促進する。 	生涯学習課
保育サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常保育、延長保育、乳児保育、障害児保育、一時保育などの多様な保育サービスを実施し、市民が利用しやすいサービス提供に取り組む。 	こども課
放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、児童クラブにおいて、放課後の遊びや生活の支援を行う。 ● 学校から児童クラブまでの児童の移動をより安全に行うため、ニーズ等を勘案しながら、各小学校区に一つの児童クラブの設置をめざす。 	こども課
デイサービス事業（ひまわり園）	<ul style="list-style-type: none"> ● 心身に障害のある就学前児童を対象に、母子通園で療育することで、日常生活の基本的動作を習得し、集団生活に適應できるように療育相談などを行う。 	こども課
休日診療所運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 土、日、祝日に稲沢市医師会館、当番在宅医院等で診療を行う。 	保健センター
救急医療（事業）	<ul style="list-style-type: none"> ● 尾張西北部広域二次救急医療圏内の市町及び救急告示病院が共同連帯し輪番制方式で、一次医療機関で適切な処置ができない場合や入院、緊急手術を要する患者に医療を行う。 	市民病院 管理課
視覚障害者パソコン講座	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障害者に対し、パソコンの操作研修を行うことにより、情報収集機会を増やし社会参加を促進する。 ● 協力団体と連携し、より良い実施方法を検討していく。 	市社会福祉協議会
障害者パソコン講座	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者に対し、パソコンの操作研修を行うことにより、情報収集機会を増やし社会参加を促進する。 ● 障害の種類や程度に応じた講座の開催を検討していく。 	市社会福祉協議会

②サービス利用への支援 ③サービス利用者の権利擁護

事業名	事業内容	担当課
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度（知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などで判断能力が不十分な方が契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、後見人を選任する民法上の制度）を利用するための支援を行う。 	高齡介護課 福祉課
日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など、判断能力に不安のある方を対象に、自立した地域社会生活が送れるよう、日常的金銭管理、福祉サービスの利用援助の充実を図る。 ● 広報紙などを利用し、広く一般市民に周知する。 ● 福祉関係機関（居宅介護支援事業所・通所介護施設など）に周知することにより、重点的に周知を図る。 	市社会福祉協議会

重点課題3-3 交通環境の改善

■現状と課題

高齢者などが地域で生活していくためには、日常的な買い物や通院などの交通手段が確保されている必要があります。コミュニティバスについては、現状を踏まえてさまざまな変更が行われていますが、それでも不便な地域があるという意見は「意見交換会」でも聞かれました。買い物や通院など、日常生活に欠くことのできない移動のための交通手段の確保については、ニーズを踏まえてさらに検討していく必要があります。また、安全に歩ける道路環境の改善も必要です。

■施策の方向

①移動手段の確保

日常の買い物や通院などについて、安全で便利に利用できる移動手段の確保に努めます。

②道路環境の改善

歩行者・自転車の安全を確保できる道路環境の改善に努めます。

■主な取組

①移動手段の確保

事業名	事業内容	担当課
障害者（児）支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の移動を支援するサービスの充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー制度：障害者が日常生活を容易に行うためにタクシーを利用する場合、料金の一部を助成する。 ・移動支援：屋外での移動が困難な障害者及び障害児について、外出のための支援に要する費用の一部を給付する。 ●障害者が必要なサービスを利用できるよう支援体制について検討していく。 	福祉課
高齢者外出支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護3・4・5の在宅高齢者が、福祉サービスや介護予防、生きがい活動支援を行う施設、医療機関などを利用するとき、自宅から目的地までリフト付車両などで送迎し、在宅介護者の負担軽減を図る。 	高齢介護課

事業名	事業内容	担当課
コミュニティバス運行事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の交通空白地帯の解消、高齢者・交通弱者の社会参加支援、公共施設などへの交通手段、地域間交流の促進を目的としている。 ●平成26年に運行事業計画の見直しを行い、障がい者割引制度を創設するなど、より利便性の向上を図った。 ●利用状況の調査分析を行い、市民及び利用者の意見・要望を把握し、必要な時期に「稲沢市コミュニティバス運行事業計画」の変更を行う。 	地域振興課

②道路環境の改善

事業名	事業内容	担当課
都市計画道路整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車交通の円滑な処理を行うとともに、歩行者・自転車の安全性を確保するため、幹線道路の整備を進める。 ●市内東西交通の慢性的な渋滞は、地域の産業活動や日常生活に多大な影響を及ぼしているため、高規格道路へのアクセスの向上を含め、東西幹線道路の整備を優先的に進めていく。 ●市事業については、計画的な財源確保に努め整備促進を図る。県事業については、継続して整備促進の要望を行っていく。 	都市計画課

重点課題3-4

安全で、安心して生活できる環境の実現

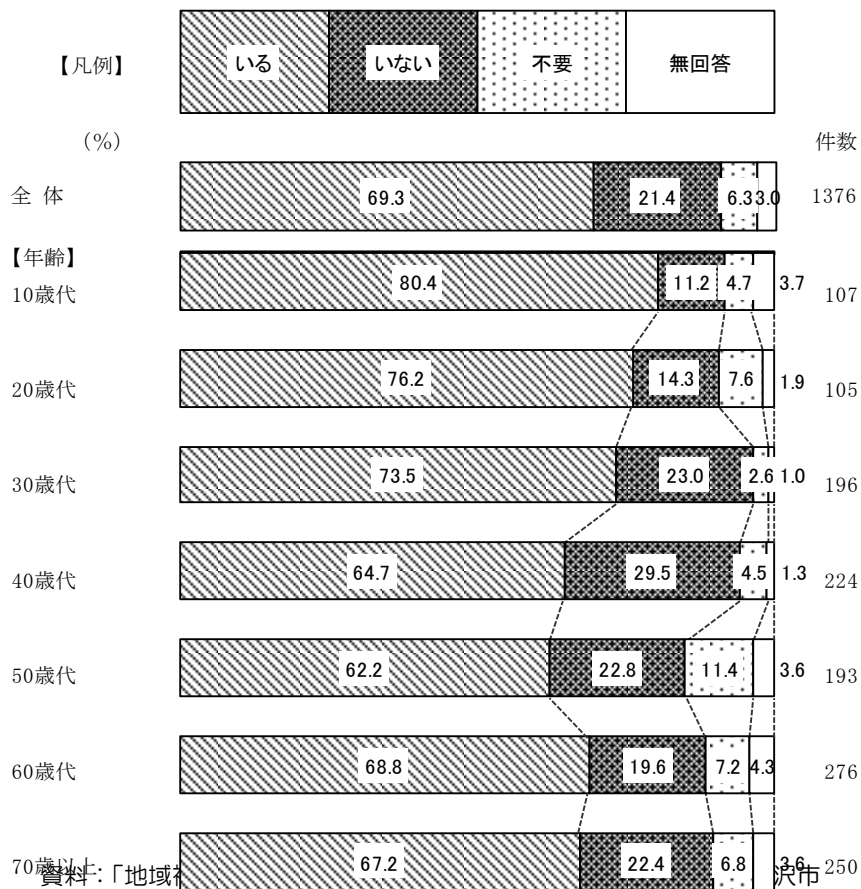
■現状と課題

地域で、安全に、安心して生活するための各種サービス等の充実を図る必要があります。近年、さまざまな災害が発生していますが、市が実施した「地域福祉に関するアンケート調査」では、災害時に避難する際に手助けをお願いできる人が「いない」という人が全体の21.4%を占め、70歳以上では22.4%を占めている現状にあります。避難行動要支援者対策を推進し、安心して生活できる環境をつくる必要があります。

また、近年、一人ひとりが社会に参加して潜在能力を発揮し、自立した生活を送ることができるよう、就労や生活支援を行う生活困窮者対策が必要とされています。関係機関と連携して生活困窮者対策を進め、自立を促す取り組みが必要です。

その他、緊急通報システムや在宅サービスの充実などにより、安全で、安心して生活できる環境の実現をめざしていく必要があります。

＜災害時に避難する際、手助けをお願いできる人の有無＞



■施策の方向

①防犯・防災対策の充実

地域の防犯や災害時の避難行動支援など、地域での生活の安全・安心を確保する対策を充実します。

②緊急時に対応したサービスの充実

緊急通報装置の設置をはじめ、災害などの緊急時の安全確保や避難支援などのサービスの充実を図ります。

③在宅サービスの質の向上

各種サービスの質の向上を図り、安心してサービスを利用できる環境整備を行います。

④安心して生活できる環境づくりの推進

高齢者、障害者（児）、子育て家庭など、多様なニーズに応じた住居環境対策の充実に努めます。

⑤就労への支援

高齢者、障害者、女性などの就労を支援し、社会参加を促進することで、生きがいを高め、自立した生活を継続できるよう支援します。

⑥生活困窮者への支援

生活困窮者や孤立者を早期に発見し、必要な支援につなぐための地域のネットワークの強化を図るとともに、関係諸機関との連携や相談機能の充実等を図ります。

■主な取組

①防犯・防災対策の充実

事業名	事業内容	担当課
避難行動要支援者名簿の作成	●災害時に手助けが必要な方について、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の避難支援に役立てる。	高齢介護課 福祉課
自主防災組織育成補助	●自主防災会が未組織の行政区等を対象に、新規自主防災組織の設立を推進するとともに、自主防災会が実施する自主訓練に補助を行う。	危機管理課
災害救援対策の充実	●災害時において、ボランティアなどの救護活動を円滑に進められるよう災害ボランティアセンター立上げの訓練を行うほか、その運営組織体制のあり方について検討を行う。	市社会福祉協議会

②緊急時に対応したサービスの充実

事業名	事業内容	担当課
緊急通報システム（再掲）	●急病や災害時に緊急ボタンを押すことにより、緊急通報センターに通報され、助けを求めることができる装置の設置により、高齢者の安全確保と緊急事態に対する不安解消を図る。	高齢介護課
高齢者等見守り活動事業（再掲）	●金融機関、新聞販売店等の市内の民間事業者と協定を締結し、業者の日常業務の範囲内において、高齢者等の異変やその恐れを察知した場合に、速やかに市又は地域包括支援センターに連絡してもらい、早期に高齢者等の異変に対処する。	高齢介護課
認知症高齢者等安心ネットワーク事業（再掲）	●認知症高齢者等の徘徊による事故等を防止するため、徘徊をする可能性の高い高齢者を事前に登録することにより把握し、行方不明になった場合の早期発見及び保護に繋げる。また、探索に協力体制のとれる事業者も事前に登録し、行方不明になった場合には情報提供して探索に協力してもらう。	高齢介護課
家具転倒防止器具等購入費補助	●地震災害時における、家具の転倒などによる被害の軽減を図るため、家具転倒防止対策器具を購入する世帯に補助を行う。また、防災ボランティア団体による取り付け相談などの支援をコーディネートする。	危機管理課
命のバトン設置事業	●高齢者や体の不自由な方々が日々の安全・安心を確保するため、かかりつけ病院や持病などの医療情報や薬剤情報、健康保険証（写し）などの情報を専用の容器に入れ、冷蔵庫などに保管しておくことで、万が一の救急時に備える。	市社会福祉協議会

③在宅サービスの質の向上

事業名	事業内容	担当課
障害福祉サービス事業（再掲）	●障害者が福祉サービスを利用した場合、その費用についての給付費を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、障害児通所支援、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援） ・訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助） ●身近な地域において必要なサービスが受けられるよう支援体制を整備していく。	福祉課
寝具洗濯乾燥サービス（再掲）	●高齢者、障害者の寝具洗濯乾燥を行うことにより、保健衛生面からの健康管理に努め、日常生活の負担軽減を図る。	高齢介護課 福祉課
在宅老人デイサービス事業（再掲）	●要介護認定で「非該当」と判定された高齢者を対象に、市内の福祉施設で日常動作訓練、健康チェック、入浴サービスなどを提供し、介護予防を図る。	高齢介護課

事業名	事業内容	担当課
給食サービス (再掲)	●65歳以上のひとり暮らし又は60歳以上の世帯のねたきりで調理が困難な方に対し、昼食を自宅まで配達し、栄養管理及び安否確認を行う。	高齢介護課
ホームヘルプサービス (再掲)	●要介護認定で「非該当」と判定された高齢者を対象に、ホームヘルパーを派遣し、日常生活における支援などを行い、介護予防を図る。	高齢介護課
デイサービス事業 (ひまわり園) (再掲)	●心身に障害のある就学前児童を対象に、母子通園で療育することで、日常生活の基本的動作を習得し、集団生活に適應できるように療育相談などを行う。	こども課

④安心して生活できる環境づくりの推進

事業名	事業内容	担当課
障害者住宅リフォーム事業	●日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者が段差解消などの住環境の改善を行う場合、居宅生活補助用具の購入費及び改修工事費を給付し、移動や排せつ等の負担軽減と安全確保を図る。	福祉課
障害者(児)施設整備事業	●社会福祉法人が行う社会福祉施設等(保育所及びケアハウスを除く)の新築、改築及び増築事業に対し、補助金を交付する。	福祉課
個人情報の保護	●個人の権利、利益を保護するため、個人情報の利用にあたっては適正に取り扱うよう啓発を行う。	総務課
公園の整備	●設計段階で地域住民の意見を取り入れ、市民と行政とが協働で公園の整備を進める。	都市計画課
公園の維持管理	●市民が安全、安心に公園を利用することができるよう、公園内の清掃、除草、遊具及びトイレの安全点検、補修、取替え、植栽の剪定などを行う。	都市計画課
少年愛護センター指導員街頭活動	●青少年の非行防止のため、定期的に街頭指導活動を行う。	生涯学習課

⑤就労への支援

事業名	事業内容	担当課
住居確保給付金	●離職等により生活に困窮し、住宅の家賃を支払うことが困難となった者で、求職活動を行う者に家賃相当額の給付金を支給する。	福祉課
シルバー人材センターによる雇用機会の拡大	●高齢者の雇用機会の拡大に努め、就労を通じた生きがいづくりを支援する。	高齢介護課
母子家庭等自立支援給付金支給事業	●母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就労を支援するため、職業能力開発のための講座受講や国家資格取得のための修業に給付金を支給する。 ●母子家庭等自立支援給付金支給事業について、広報に努める。	こども課

事業名	事業内容	担当課
障害者雇用促進 キャンペーン	●一宮公共職業安定所、市内障害者団体連合会、商工会議所と市がメンバーとなり、雇用率を上げるため事業所を訪問し、雇用促進のキャンペーンを行う。	商工観光課

⑥生活困窮者への支援

事業名	事業内容	担当課
自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●継続的な支援が必要な生活困窮者に対し、相談支援員などが支援プランの作成を行い、就労相談・家計相談などを実施する。関係機関等とのネットワークを構築し、利用者と関係機関等とのコーディネートを行う。 ●長期的な家計の安定を図るため、家計支援等の方策について検討していく。 	福祉課
住居確保給付金 (再掲)	●離職等により生活に困窮し、住宅の家賃を支払うことが困難となった者で、求職活動を行う者に家賃相当額の給付金を支給する。	福祉課

